コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙２】

○　**当面１１月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合**、感染防止策の徹底等を前提に**100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を１席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。**すなわち、**収容率は50%を超える**こととなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が**「業種別ガイドライン」 等に基づく行動（別紙３「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。**

○　地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。

○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。

○　大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	
イベントの性質	• **入退場や区域内の適切な行動確保**が可（区域が限定） • 参加者の**位置が固定**（座席や立ち位置固定）	
想定されるイベント及び収容率等	**【100%以内】** • 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典　等	**【当面11月末まで 50%（※）以内】** • 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的要件	次のいずれにも該当するもの。 ①　これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ②　これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③　発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。	

（※）異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

○　**当面１１月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合**、感染防止策の徹底等を前提に**人と人が接触しない範囲で収容率を100％以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50％以内**、又は**十分な人と人との間隔を要する**。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は**「業種別ガイドライン」 等に基づく行動（別紙３「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。**

○　地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。

○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。

○　大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	• **入退場や区域内の適切な行動確保が可能** • 参加者が**自由に移動できる** • **名簿等で参加者の把握が可能**	• **入退場や区域内の適切な行動確保が困難** • 参加者が**自由に移動できる** • **名簿等で参加者を把握困難**
想定されるイベント（例）	• 展示会（人数等を管理できるイベント） • 地域の行事	• 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	• 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は**収容率50％以内**、設定されていない場合は**十分な人と人との間隔（１ｍ）**を要することとする。 • それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は**収容率100％以内**、設定されていない場合は**密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）**を空けることとする。	• 当分の間、**十分な人と人との間隔（１ｍ）**を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、**開催について慎重に判断。**

イベントの人数上限の目安（目安）

○　イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスクは**、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加**するものと考えられる。

○　具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能**になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙３「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提**に、**人数上限は、当面１１月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定**する。また、１２月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

○　地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。

○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。

○　また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント**等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討するよう促す**。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	**①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50%** **②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人**		**慎重な判断**
留意事項	• 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 • 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 • 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。		

イベント類型と収容率・上限人数の関係

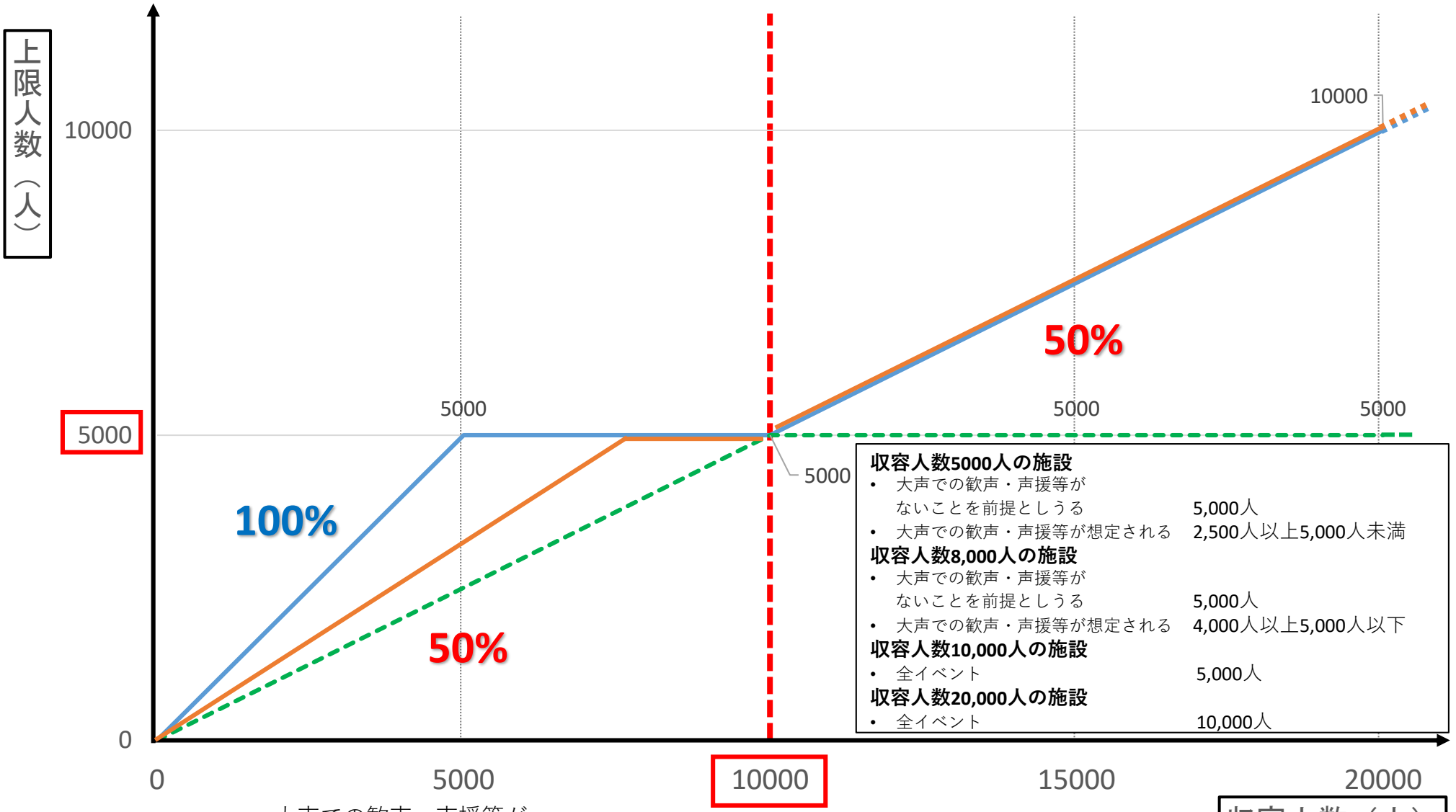

現状

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる

クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会　等

大声での歓声・声援等が想定される

ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント